

記入例

例Aから例Gまで、参考事例を示しております。この事例及びマニフェスト伝票を参考にして調査票(その2)を記入してください。

記入上の注意事項

- 本調査の対象廃棄物は、以下に示すものです。
 - ・貴工事現場で発生した産業廃棄物
 - ・自ら再生利用した物、自社で処理を行わず他社に売却した物又は回収された物も対象とします。
 なお、事務所ごみや厨芥類等の事業系一般廃棄物については対象外です。

- 発生した「廃棄物等の種類(①及び②)」と「④年間発生量」には、「脱水」や「焼却」等の中間処理を行う前のお答えください。ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答えください。
 - 1.廃酸、廃アルカリを公共用水域(河川、公共下水道等)への放流を目的として中和処理した場合 →中和処理後の「汚泥」を発生量としてください。
 - 2.含油廃水を油水分離した場合 →油水分離後の「廃油」と「汚泥」等を発生量としてください。- 発生量等の単位は、できるだけトンでご記入ください。

<p>例A 甲府市の建築工事現場から建設木くずが年間に2トン車で30台分(すべて満杯)発生した。 1台当たりの重量が1トン程度であるため総重量(発生量)は、年間30トンとなる。 これらは、甲州市の処分業者〇〇〇商店に料金を払って処理を委託した。 〇〇〇商店では、破碎チップ化し、燃料として再生利用している。</p>	<p>例B 富士吉田市の建築工事現場から塩ビ管の端材が年間に50トン発生した。 これらは、すべて岐阜県にある自社処分場で埋立処分した。</p>	<p>例C 山梨市の解体工事(木造)現場から廃プラスチックが年間に10.5トン発生した。 これらは、新潟県の処分業者(有)〇〇〇環境に料金を払って処理を委託した。 (有)〇〇〇環境では、焼却処理し、焼却灰1.5トンを埋立処分(県外)している。</p>	<p>例D 甲府市の解体工事(非木造)現場から鉄筋くずが年間に40トン発生したが、すべて南アルプス市内の△△鉄鋼(株)に売却した。 △△鉄鋼(株)では、すべて鉄鋼材として利用している。</p>	<p>例E 身延町の解体工事(非木造)現場から建設混合廃棄物が70トン発生した。 これらは、すべて長野県の処分業者(有)〇〇〇産業に料金を払って処理を委託した。 (有)〇〇〇産業では、選別し、一部は再生利用しているが、主なものは破碎後、埋立処分(県外)している。</p>	<p>例F 昭和町の土木工事現場からコンクリートがらがら10トンダンプで12台分発生した。 重量に換算すると120トン程度である。 このうち80トンは、現場内で破碎し、現場にて路盤材として再生利用した。 残りの40トンは、笛吹市の処分業者(株)△△△に料金を払って処理を委託した。 (株)△△△では、破碎処理後、別の処理業者に埋立処分(県内)を委託している。</p>	<p>例G 大月市の土木工事現場からベントナイト汚泥が発生したが、すべて工事現場内で脱水処理をした。 脱水後の汚泥量は、年間100トン(含水率70%)であった。 脱水前の量は、計量していないため正確ではないが、脱水前の含水率が95%であるため計算すると600トンとなる。 処理後の汚泥は、福井県に管理型処分場を保有する□□(株)に処分を委託した。</p>
--	--	--	---	--	--	--

別添の「廃棄物等分類番号表」を参照してください。

別添の「地域番号表」を参照してください。

別添の「廃棄物等分類番号表」を参照してください。

中間処理後の廃棄物が微量な場合は、「0」を記入してください。

委託している会社の本社や事務所、営業所の場所ではなく、処理等が行われている場所の地域番号を、別添の「地域番号表」を参照し、記入してください。

I 工事現場での廃棄物等発生状況

① 廃棄物等の種類 (具体的な名称)	② 廃棄物等の 分類番号 (別紙参照)	③ 発生場所 地域番号 (別紙参照)	④年間発生量(中間処理前量)					① 2. m ³
			百	十	千	百	十	
例A 1 建設木くず	0801	01			30		1	t
例B 2 塩ビ管	0610	04			50		1	t
例C 3 廃プラスチック	0610	02			105		1	t
例D 4 鉄筋くず	1200	01			40		1	t
例E 5 建設混合廃棄物	1540	03			70		1	t
例F 6 コンクリートがら	1510	01			80		1	t
7 //					40		1	t
例G 8 ベントナイト汚泥	0220	04			600		1	t
9							1	t

II 工事現場での自己中間処理状況

⑤処理方法 番号(A~J)	⑥処理後の 廃棄物等の 分類番号 (別紙参照)	⑦自己中間処理後量					① 2. m ³
		1次	2次	3次	百	十	
							1. t
							2. m ³
							1. t
							2. m ³
							1. t
							2. m ³
							1. t
							2. m ³
							1. t
							2. m ³

III 工事現場での自己中間処理以外の処理状況

⑧ 処理主体 (0~8)	⑨処理方法 番号(A~W)	⑩ 処分、再生利用又は売却先の名称及び電話番号	⑪ 処分先の 地域番号 (別紙参照)	⑫委託中間処理後量(記入任意)					⑬ 処理後の 処理主体(0~8)	⑭ 処理後の 処理方法(A~K)	⑮ 資源化の 用途(a~n)
				百	十	千	百	十			
6	R	〇〇商店 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	02			30		1	6	ウ	b
1	C	岐阜県の自社処分場 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	71					1			
6	F	(有)〇〇環境 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	65			15		1	6	オ	
2	A	△△鉄鋼(株) (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	01					1			a
6	Q R	(有)〇〇産業 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	70			70		1	6	オ	
0	B							1			c
6	R	(株)△△ (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	02			40		1	6	エ	
6	C	□□(株) (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇	68					1			
								1			
								1			

同じ種類の廃棄物でも、処理方法が複数ある場合(例えば、埋立処分と再生利用)や処分先が複数ある場合は、複数行に分けて記入してください。

破碎処理など、処理後も種類が変わらないものは処理前(②)と同じ分類番号を記入してください。

中間処理後の残量を記入してください。また、該当する単位の番号に必ず〇を付けてください。

廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先に確認記入してください。また、不特定の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入してください。

【廃棄物等分類番号表】

種類	分類番号	具体例
燃え殻	燃え殻	石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、炉掃出物、煙道・煙突に付着推積したすす、クリンカなど 【注：可燃ごみなど自社で焼却処理した場合は、「燃え殻」ではなく、焼却する前の廃棄物の種類で記入してください。】
	廃活性炭・廃カーボン	廃活性炭、廃カーボン
	水銀含有燃え殻	水銀を15mg/kgを超えて含有する燃え殻
	有害物質を含む燃え殻	有害物質の判定基準を超えるもの
汚泥	有機性汚泥	排水処理汚泥、製紙汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、ビルピット汚泥(し尿を含むものは除く)、染色廃水処理汚泥、クリーニング廃水処理汚泥(水洗を主とする場合)、下水汚泥など
	無機性汚泥	めっき汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、イオン交換樹脂再生廃液処理汚泥、建設高含水率汚泥、ペントナイト汚泥、上水汚泥、道路側溝汚泥など
	水銀含有汚泥	水銀を15mg/kgを超えて含有する汚泥
	有害物質を含む汚泥	有害物質の判定基準を超えるもの(指定下水汚泥、ドライクリーニング汚泥など)
廃油	一般廃油(鉱物油)	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁油、圧延油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料など
	廃溶剤	アルコール類、ケトン、洗浄油など
	固形油	アスファルト、タールピッチ類、パラフィンろう、固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、パステルなど
	油でい	油分の含有量が5%以上の汚泥などで直接埋立処分できないもの(タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラップ汚泥、油性スカムなど)
	油付着物等	油のしみたウエス、油紙くず、廃吸油材、廃シール材、クレオソート廃油、アンダーコートかす、廃塗料(液状)、インクかす、廃ワニスなど
	揮発油類	揮発油類(ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテルなど)
	有害物質を含む廃油	有害物質の判定基準を超えるもの
廃酸	廃酸	フッ酸、クロム酸、リン酸、フッ化水素酸、過塩素酸、スルファミン酸、ケイフッ酸、酸性洗浄廃液、エッチング廃液、染色酸性廃液(漂白浸せき工程、染色工程)、クロメート廃液、硫酸ピッチ、写真定着廃液、ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液など
	水銀含有廃酸	水銀を15mg/kgを超えて含有する廃酸
	強酸性廃液	PH2.0以下の廃液
	有害物質を含む廃酸	有害物質の判定基準を超えるもの
廃アルカリ	廃アルカリ	アルカリ性洗浄廃液、液洗びん用廃アルカリ、石灰廃液、廃灰汁、アルカリ性メッキ廃液、金属せっけん廃液、ドロマイト廃液、染色廃水(精錬工程、シルケット加工)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、硫化ソーダ廃液、写真現像廃液など
	水銀含有廃アルカリ	水銀を15mg/kgを超えて含有する廃アルカリ
	強アルカリ性廃液	PH12.5以上の廃液
	有害物質を含む廃アルカリ	有害物質の判定基準を超えるもの
廃プラスチック類	廃プラスチック	合成繊維(ナイロン繊維、ポリエステル繊維、化学繊維など)、FRP(繊維強化プラスチック、FRP船船など)、熱可塑性プラスチック(ポリエチレン樹脂、ポリスチレン樹脂など)、熱硬化性樹脂(フェノール樹脂(ベークライト)、ウリア樹脂など)、プラスチック製品くず(塗料かす(固形)、エナメルかす、フィルム、発泡スチロール、ビニールシート、塩ビ管など)、合成ゴム(パッキンくず、ライニングくずなど)
	廃タイヤ	廃タイヤ

【廃棄物等分類番号表】

種類	分類番号	具体例	
紙くず	0700	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた紙くず(壁紙、障子紙、紙袋など)	
木くず	0801	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた木くず(型枠、足場材、伐採材など)	
	0802	パレット、パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材	
繊維くず	0900	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた繊維くず(畳、絨毯、カーテンなど) 【注：合成繊維は廃プラ類に該当します。】	
ゴムくず	1100	天然ゴムくず(ゴムくず、エポナイトくず、ゴム手袋、ゴムチューブ、ゴム版くずなど) 【注：合成ゴムは廃プラ類に該当します。】	
金属くず	1200	切粉、ショットプラスト(金属のみがききを使用したものに限る)、スクラップ、ブリキくず、トタンくず、空き缶、銅くず、アルミくずなど	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず	1301	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品ビンなど
	陶磁器くず	1302	セラミックくず、れんが、かわら、土管、陶管、タイル、陶器、コンクリート製品くず、モルタルハツリくずなど
	石膏ボード	1303	石膏ボードくず
	コンクリートくず(がれき類を除く)	1304	コンクリート製品のくず、コンクリートがら、コンクリート塊、残コン、生コンクリート、戻りコンクリート、製品不良品、セメント瓦のくず、セメント製品くずなど
石綿含有物(普通産廃)	1308	アスベスト成形板(アスベストの含有量が1%を超えるスレート板、パーライト板、石綿セメント円筒など)	
鉱さい	鉱さい	1400	廃砂(鑄物砂、サンドブラスト廃砂など)、炉さい(高炉水さい、高炉の残さい、平炉の残さい、転炉の残さい、電気炉の残さい、キューポラのノロ、ドロス、カラミなど)、鉱さい類(不良鉱石、ボタ、粉炭かす、鉱じん、破石くずなど)
	水銀含有鉱さい	7004	水銀を15mg/kgを超えて含有する鉱さい
	有害物質を含む鉱さい	1409	有害物質の判定基準を超えるもの
がれき類(工作物の除去に伴って生じた物に限る)	コンクリート片	1510	コンクリート破片、コンクリートブロック破片
	廃アスファルト	1520	アスファルトコンクリートの破片
	その他の建設廃材	1530	鉄道用路線の砂利、骨材、石材、れんが、スレート、タイル、断熱材など
	建設混合廃棄物	1540	工事現場内及び自社にて分別を行わなかったものや分別不可能なもの
廃石綿(アスベスト)等	2009	吹き付け石綿、石綿含有保温材大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など	
ばいじん	ばいじん	1800	電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダストなど
	水銀含有ばいじん	6502	水銀を15mg/kgを超えて含有するばいじん
	有害物質を含むばいじん	1809	有害物質の判定基準を超えるもの
シュレッダーダスト	シュレッダーダスト	9010	廃電気機械器具の破砕物
	有害物質を含むもの	9019	有害廃電気機械器具の破砕物
その他	廃機械器具(家電リサイクル以外)	9020	家電リサイクル法の対象機器(エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫)を除く廃機械器具
	水銀使用産業廃棄物	6417	水銀使用蛍光管、水銀使用医薬品・農薬、水銀回収義務付け品、その他水銀使用産業廃棄物
	廃バッテリー	9030	廃バッテリー
特定有害廃水銀等	5108	特定施設において生じた廃水銀等	

注) は特別管理産業廃棄物

